

水第 1818 号
令和 7 年 7 月 23 日

遊漁船業者 各位

神奈川県環境農政局農水産部水産課長
(公印省略)

遊漁船における事故防止及び利用者の安全確保等の徹底について（通知）

日ごろから本県の水産行政及び遊漁に関する業務について、御理解、御協力いただきありがとうございます。

県内で6月に遊漁船がヨットと衝突し、ヨットの乗員が重傷となる事故が発生しておりますので、改めて次の点に留意し、遊漁船の事故防止や利用客の安全確保に万全を期するようお願いします。

- 1 遊漁船業の適正化に関する法律第4条の規定に基づき、業務規程により利用者の安全の確保に関する事項（出航中止条件、気象又は海象等の状況が悪化した場合等の対処に関する事項など）を定めてください。
- 2 同法第14条に基づき、遊漁船の出航前に、利用者の安全を確保するため必要な気象及び海象に関する情報を収集し、これらの情報から判断して利用者の安全の確保が困難であると認めるときは、遊漁船を出航させないでください。
- 3 業務規程で定めた、利用者の安全の確保に係る事項（業務規程第13条から第16条、別表6～11）を厳守して事業を行ってください。

問合せ先

漁業調整・資源管理グループ 村岡

電話 045-210-4551（直通）

ファクシミリ 045-210-8853